

補助金申請の手引き

生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 （集会所）

買切モデル

令和 8 年9月15日作成

本手引きは、買切モデルにより
自治会集会所へ太陽光発電設備・蓄電池設置事業を
実施するにあたっての手引きとなります。

お問い合わせ先

生駒市 地域活力創生部 脱炭素まちづくり推進課

〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号

Tel 0743-74-1111

目 次

1 補助金の概要	1
(1) 補助金の目的	1
(2) 対象施設	1
(3) 補助対象設備・補助対象者・補助金額	1
(4) 補助対象経費	2
(5) 申請期間	2
(6) 申請等の方法	2
(7) 補助の条件	3
2 申請から支払いまでの流れ	4
(1) 補助金申請の流れ	4
(2) 手続きの留意事項	5
(3) その他の申請	5
(4) 自家消費割合の報告	5
3 必要書類	6
(1) 申請時	6
(2) 実績報告時	7
(3) 請求時	8
4 補助対象事業の要件	9
(1) 事業の要件	9
(2) 太陽光発電設備の要件	9
(3) 蓄電池の要件	12
5 契約形態の整理	14
(1) 自家消費率の要件	14
(2) 契約形態の整理	14

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的

本補助金は、本市が提案した「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」に基づき、対象とする自治会集会所に太陽光発電設備及び蓄電池を導入する経費に対して補助を行うものです。

(2) 対象施設

事業計画に掲げる自治会集会所（最大 111 施設）

※実際に対応していただく集会所については、適宜生駒市から情報提供します。

(3) 補助対象設備・補助対象者・補助金額

補助対象設備	補助対象者	補助率
太陽光発電設備	戸建住宅の住民又は所有者	補助対象経費の 3 分の 2 ^{※1}
蓄電池		

※1 上限額は、以下に定める補助対象経費から算出される額とします。

太陽光発電設備：365 千円/kW、蓄電池：235 千円/kWh

- ※ 蓄電池のみを補助申請する場合は、集会所に太陽光発電設備が既に設置されていることが条件となります。
- ※ 太陽光発電設備のみの導入は補助対象外です。
- ※ 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- ※ 中古設備は、交付対象外とする。
- ※ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ※ 本補助事業にあわせて自治会がモニター又は HEMS を設置した場合、いこま市民パワー株式会社（以下「ICP」という。）による定額補助（上限 5 万円）を受けられますので、一体的導入のご案内にご協力ください（詳細は、ICP が公表する補助要項をご確認ください。）。

(4) 補助対象経費

主な要件のみを記載していますので、詳細については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」をご確認ください。

区分	内容
補助対象経費（例）	① 本体購入経費 ② 設置工事費 ③ 消費税及び地方消費税
補助対象外経費（例）	① 既に設置されている設備の撤去にかかる経費 ② 建物の建築・基礎工事費 ③ 設備の設置に伴う建築物の躯体等に関する工事

※ 補助対象外経費をサービス品として無償で提供を受けることは認められません。

(5) 申請期間

補助金申請期限：当該年度の1月15日まで

実績報告期限：当該年度の2月15日まで

補助金請求期限：当該年度の3月10日まで

※ 交付決定を受けた場合であっても、期限までに実績報告及び請求がない場合は、補助金を交付できません。

※ 申請書や実績報告書の審査には2～3週間かかりますので、余裕を持って手続きを行ってください。

(6) 申請等の方法

① 申請方法

補助金申請、実績報告及び補助金請求は、電子メールで行ってください。なお、補助金申請等の提出は、登録事業者に委任することができます。

メールアドレス：zerocarbon@city.ikoma.lg.jp

② タイトル

メール送付時は、タイトルを下記のとおりとしてください。

・補助金申請時：

（交付申請）生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金（集会所）【(集会所名)】

・実績報告時：

（実績報告）生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金（集会所）【(集会所名)】

・補助金請求時：

（請求）生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金（集会所）【(集会所名)】

③ 添付ファイル

必要書類の添付は下記のとおりとしてください。

- ・ 7～9 ページの必要書類の番号ごとに文書を PDF 化し、ZIP ファイルで圧縮すること。
- ・ ZIP ファイルにパスワードを設定すること

(7) 補助の条件

補助金の申請にあたっての主な注意事項は、以下のとおりです。その他、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「地域脱炭素推進交付金 FAQ」を熟読するとともに、「チェックリスト（様式第2号・第8号）」を活用し、補助要件を確実に守ってください。

要件を守れない場合は、申請を受け付けられないほか、事業完了後に要件を守っていないことが発覚したときには、補助金を返還いただくことがありますので、ご注意ください。

【全体】

- ・ 「集会所・自治会館への太陽光発電設備等設置事業者の登録に関する要領」に基づき生駒市の登録を受けた登録事業者の中から、補助対象設備の設置者を選んでください。
- ・ 補助対象設備の設置にあたり、他の補助事業との併用はできません。
- ・ 補助対象設備は、法定耐用年数（太陽光 17 年、蓄電池 6 年）が経過するまでの間、適切に管理し、使用し続けてください。
※ やむを得ない理由により、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。）が必要となった場合は、環境省へ取扱いを確認する必要がありますので、事前に市へご連絡ください。
- ・ 法定耐用年数が経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果を J-クレジット制度に登録しないでください。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないでください。
- ・ 市が建物を所有する集会所の場合、買切は選択できません。
- ・ 自家消費率が 50% 未満の場合、国要領の規程を満たすため、ICP への余剰電力の売電が必須となります。
- ・ ICP へ電力プランを切り替えていただける場合、ICP による余剰電力の買取単価が、標準単価の 10 円/kWh から 3 円/kWh 加算され、13 円/kWh となります。

いこま市民パワー株式会社（☎0743-75-5020）

〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル6階 9:00~17:00(土・日・祝日除く)



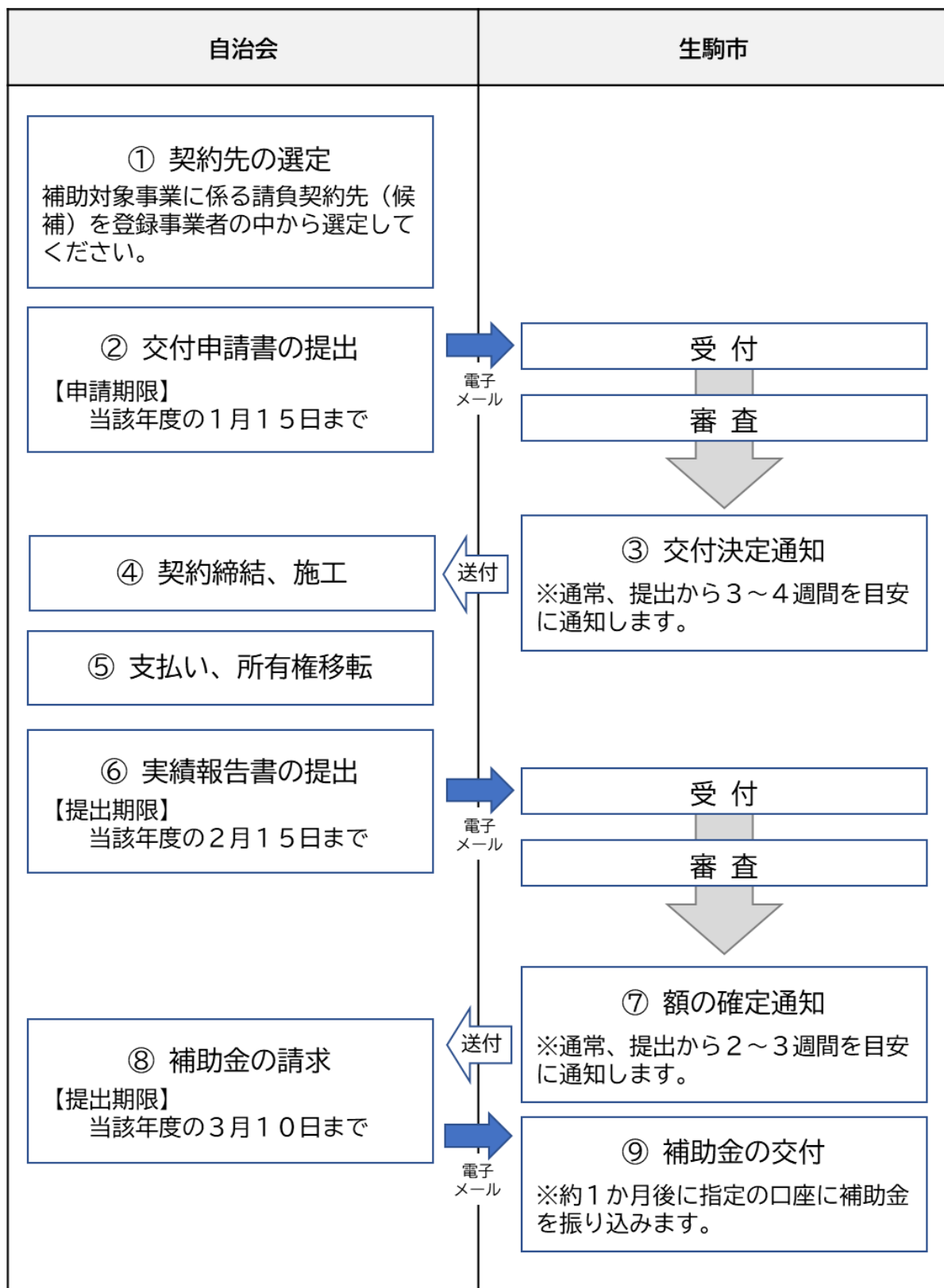
生駒市が過半数を出資する自治体新電力で、主に生駒市内に電力供給しています。再生可能エネルギーの普及促進・エネルギーの地産地消に取り組みながら、「まちづくり会社」として、生活利便性の向上や地域課題の解決を目指します。

【HP】



2 申請から支払いまでの流れ

(1) 補助金申請の流れ



(2) 手続きの留意事項

- ・ 契約の締結及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。通知日以前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- ・ 工事完了から実績報告までの間に、登録事業者から補助対象設備の所有権の移転を受け、「補助対象設備引渡済証明書（様式ウ）」を実績報告時に提出してください。
- ・ 交付申請書、変更（中止）承認申請書、実績報告書、代理受領事前届出書及び代理受領に係る委任状の提出について、代理人を定めることができます。

(3) その他の申請

1) 代理受領申請

補助金の受領を登録事業者に委任（代理受領）する場合は、補助金の交付申請時に「代理受領事前届出書（様式第 12 号）」を提出してください。提出された届出書を確認後、市から自治会へ「代理受領事前届出確認通知書（様式第 13 号）」を通知するとともに、その写しを登録事業者へ送付します。

また、補助金の額の確定通知後、市に補助金を請求する際、「代理受領に係る委任状（様式第 14 号）」をあわせて提出してください。この委任状をもって、補助金を直接登録事業者へ支払います。

※ 代理受領を行うことについて、必ず自治会と登録事業者双方で合意のうえ手続きを進めてください。

2) 変更（中止）承認申請

交付決定後に事業内容を変更又は事業を中止することになった場合は、「変更交付申請書（様式第 5 号）」を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

※ 軽微な変更（補助対象経費の 20% 以内の減額）については、変更交付申請は必要ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 自家消費割合の報告

補助対象者は、事業完了日の属する年度の翌々年度の 7 月 31 日までに、「自家消費割合実績報告書（様式第 17 号）」に以下の書類を添えて、発電開始後 1 年間の発電量及び自家消費量について、市長への報告が必要となりますのでご注意ください。

【添付書類】

- ・ 発電量が分かる書類
- ・ 自家消費量が分かる書類

3 必要書類

(1) 申請時

No	書類名称	様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)交付申請書	様式第1号
2	チェックリスト(補助金申請時)	様式第2号
3	太陽光発電設備・蓄電池を設置する集会所の全景カラー写真 ※蓄電池のみを申請する場合は、集会所に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真をあわせて添付すること	—
4	補助対象経費等計算書	様式イ
	過去1年間の電力使用量の算出根拠 ※ 蓄電池のみ導入の場合は不要	—
	年間発電想定量の算出根拠 ※ 蓄電池のみ導入の場合は不要	—
5	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し ※太陽光発電設備 ・メーカー、型番、最大出力、性能等がわかるもの ※蓄電池 ・パッケージ型番と、それを構成するパワーコンディショナーのメーカー、型番、出力等及び蓄電池本体のメーカー、型番、定格容量等がわかるもの ・「4 蓄電池の要件」(3)～(8)を満たすことがわかるもの。 ただし、一般社団法人環境共創イニシアチブの当該年度又はその前年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金蓄電システム登録制度に登録済の製品の場合は上記に登録されていることが確認できるもの。	—
6	太陽光発電設備・蓄電池導入費の契約金額及び内訳が確認できる見積書等の写し	—
7	工事内訳明細書	様式オ
8	【代理受領する場合】 生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)代理受領事前届出書	様式第12号

(2) 実績報告時

* (No. 10・11) は、補助申請時から変更がある場合のみ、提出してください。

番号	書類名称	様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)事業実績報告書	様式第7号
2	チェックリスト(実績報告時)	様式第8号
3	太陽光発電設備・蓄電池を設置した集会所の全景カラー写真	—
	太陽光発電設備(パネル及びパワーコンディショナー)・蓄電池の設置状況を示すカラー写真 ※実績報告書に記載された設備と同一の設備が設置されていることが確認できる銘板等の写真も添付すること ※太陽光発電設備については、パネルの枚数が確認できる写真とすること	—
4	「発電量調整供給契約申込書」又は「系統連携申込書」(低圧)』及び『発電設備の当社電力系統への連携に対するご案内』 ※蓄電池のみ導入の場合は不要	—
5	未使用の設備であることの証明書	様式キ
	太陽光発電設備・蓄電池の出荷証明書	—
6	自治会との工事請負契約書又は売買契約書の写し ※「法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述された資料をあわせて提出すること	—
7	太陽光発電設備・蓄電池の導入費が確認できる領収書等の写し(補助対象者が補助対象事業にかかる経費を負担したことを証する書類)	—
8	太陽光発電設備・蓄電池の工事内訳明細書	様式オ
9	補助対象設備引渡済証明書	様式ウ
10	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し*	—
11	補助対象経費等計算書*	様式イ
	過去1年間の電力使用量の算出根拠*	—
	年間発電想定量の算出根拠*	—

(3) 請求時

No	書類名称	様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)請求書	様式第 10 号
2	【代理受領制度を利用する場合】 生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)の代理受領に係る委任状	様式第 14 号

4 補助対象事業の要件

(1) 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- キ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- ク 脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。

※事業を中止又は廃止し、脱炭素先行地域の目的を達成しない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

(2) 太陽光発電設備の要件

- a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。
- b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。

特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。

- （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民

に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。

(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立ち入り検査、報告徴収に対するし料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。

(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

e PPAの場合、PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が

リース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

g 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。

（a） 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、（c）に準じること。

（b） 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

（c） 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。

※2 発電量の 30%以内とする。

h ソーラーカーポート等を導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。

i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の（a）・（b）を満たすこと。

（a） 次の①又は②に適合すること。

① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。

② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JISC 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電氣的安全性に対して、耐え得る構造であること。

加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。

(b) 太陽光発電モジュールとその他の部分（窓ガラス等）は同一の者が導入すること。

(3) 蓄電池の要件

- a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【業務用蓄電池（20kWh 超）：e を満たすこと】

- e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（20kWh 以下）：f～k の全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

k 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

【再エネ一体型屋外照明用蓄電池：m を満たすこと】

l JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。

5 契約形態の整理

(1) 自家消費率の要件

【国要領別紙1のア(ア)g 抜粋】

- (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準じること。
- (b) 略
- (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a)及び(b)の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※1）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

※1 発電量の30%以内とする。

(2) 契約形態の整理

① 自家消費率 50%以上



② 自家消費率 50%未満

